

海上保安庁告示第一号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項の規定に基づき、船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年一月三十一日から施行する。

平成三十年一月四日

海上保安庁長官 中島 敏

船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示

船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示（昭和四十四年海上保安庁告示第二百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



京浜		千葉		(略)	港名	別表	改正後
東京	(略)	東京	(略)				
とうきよ		とうきよ			呼出名称		
一三		一六			呼出 応答 チャ ンネ ル		
二二		二二			通信 チャ ンネ ル		
常時		常時			執務 時間		
東京湾		東京湾 海上交 通セン ター			連絡先		
京浜港東京		千葉港千葉 航路及び市 原航路に関 すること(管 制通報に関 すること)に 限る。			備考		

京浜		千葉		(略)	港名	別表	改正前
横浜	(略)	千葉 港内	(略)				
よこはま		ちばこう ないほあ ん			呼出名称		
一六		一六			呼出 応答 チャ ンネ ル		
二二		二二			通信 チャ ンネ ル		
常時		常時			執務 時間		
東京湾		東京湾 海上交 通セン ター			連絡先		
京浜港東京		千葉港千葉 航路及び市 原航路に関 すること(管 制通報に関 すること)に 限る。			備考		

